

第17回八幡市農業委員会議事録

令和6年12月5日（木） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 奥村 芳治

前書は令和6年12月5日開催の第17回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（前田 孝文） _____

署名委員（猪飼美和子） _____

案 件

議案第 52 号 「八幡市農業振興地域整備計画書」変更案について(継続審議)
議案第 53 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 54 号 非農地証明願承認の件
議案第 55 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について

報 告 農地法第 4 条届出書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	猪飼 美和子

欠席

西川 茂男

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(奥村会長)

総会に先立ちまして一点ご報告がございます。

11月5日に開催されました、第16回八幡市農業員会総会で古里農地転用部会長が副会長に選任されたことに伴い、11月27日に開催されました農地転用部会で協議の結果、関東豊則副部会長を部会長に、前田孝文委員を副部会長に選任されましたのでご報告申し上げます。

それではただ今から、第17回八幡市農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。

会期についてお諮りします。

本日の会期は午後2時から午後5時までといたします。

次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては、議席番号12番 前田 孝文 委員と議席番号14番 猪飼 美和子 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 はじめに、審議の順序についてお諮りします。 継続案件となっております「議案第52号 八幡市農業振興地域整備計画書変更案について」および「議案第55号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案」については、どちらも農業振興課に係る案件でありますので、先に「議案第53号 農地法第3条許可申請審議の件」および「議案第54号 非農地証明願承認の件」の審議を行い、その後「議案第52号」および「議案第55号」の審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	ご異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。 それでは最初に「議案第53号 農地法第3条許可申請審議の件」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第53号 農地法第3条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人につきましては議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 川口別所 地目 畑、面積862㎡ 外2筆 (法説明) 本件の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具確保予定の状況から問題ないものと考えます。 また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま

	<p>すので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件について、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>報告いたします。さる12月3日に農業振興部会を開催し、「議案第53号 農地法第3条許可申請審議の件」につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さん「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第53号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。</p> <p>次に、「議案第54号 非農地証明願承認の件」について議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第54号 非農地証明願承認の件」についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 戸津北小路 地目 畑、面積462㎡</p> <p>(法説明)</p> <p>議案第54号の案件につきましては、平成6年度より宅地として使用しているため、非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>「議案第54号 非農地証明願承認の件」について11月27日に部会を開催し協議した結果、意義はございません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第54号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することと致します。</p> <p>次に、継続審議となっております「議案第52号 八幡市農業振興地域</p>

農業振興課
水梨参事

整備計画書変更案について」について議題といたします。
議案第52号については、農業振興課に朗読説明を求めます。

今日はお忙しい中お時間をいただきましてありがとうございます。農業振興課の水梨でございます。着座にて失礼させていただきます。先月に引き続きまして農業振興地域整備計画の改定について、ご説明させていただきたいと思っております。初めに、今お配りさせていただきました2枚の、頭に「農業振興地域整備計画の全体見直しについて」と記載してあります、カラーの資料の方をご覧ください。まず、簡単に全体の内容を説明させていただいて、それから今回の変更の内容、特に前回焦点となった基盤整備関係のところについて説明させていただくという形で進めさせていただきたいと考えております。

それでは、まず、農業振興地域整備計画の全体について説明させていただきます。1番、農業振興地域整備計画とは、と書いてあるところがありますが、こちらの方は、先月も説明させていただきましたので、説明の方は今回は省かせていただきます。

2つ目のところ、2番、農業振興地域整備計画変更の種別というところですが、今回は、この青で囲っておりますところ、括弧1の全体見直しのうちの基礎調査を受けて変更の結果が生じた時に行う見直しということで、こちらの方に該当いたします。

次、3番のところですが、農業委員会への意見聴取というところでございます。前回、総会の際に私の方からきちんと説明できていなかったところで申し訳なかったんですけども、この意見聴取というのが、「農業振興地域の整備に関する法律の施行規則」というものに記載されておまして、市がこの整備計画を変えたいという時には、農業委員会様のご意見をお伺いするものということで定められています。

こちら、ご意見をお伺いした上で、本総会の最後のあたりで、農業委員会様のご意見としては、色々な方向のご意見が出るかもしれないのですが、こういう形でよろしいでしょうかとか、例えば、特に意見なしとか、あるいはこういった点をもっと考慮すべしとか、そのぐらいの形でまとめていただいて、それを農業委員会の意見として後日、書面の形で市の方に回答いただくというような形になっております。

そうしましたら、いよいよ裏面の方を見てください。主な変更箇所になります。主な変更箇所なんですけれども、第1のところ、農用地区域、用途区分の構想というところで、こちら、前回ご説明させていただいたところなので、省かせていただきます。

第2の農業生産基盤の整備及び開発の方向という項目がございます。こちらが基盤整備に関する内容を含んでいるところでございまして、こちらについてご説明させていただきたいと思えます。

まず、前回私の方で提出させていただいた資料の中で、この第2のところ、圃場整備については、「今後も圃場整備については進めていく」というところだけ抜き書きして提出させていただいていたこともございまして、その辺もちょっと私の説明が非常にまずかったのですが、元々その現行の計画の記載を維持するというところで、その現行の計画、それでは何が書いているかというところなんですけれども、こちら

の方に抜粋させていただいています。農業生産の基盤である農地、農道、農業用の用排水施設等の整備は、農業の生産性向上や農業の経営の安定を図るためには必要不可欠である。圃場整備は、大正 15 年に耕地整備が八幡で実施されて以降、府の圃場整備事業が昭和 55 年から実施され平成 3 年度に完了。そして、市営の事業の方が平成 7 年度から実施され、平成 9 年度に完了して、整備率としては 54.4 パーセント。優良農地として高度利用を図っていく農地については、今後もさらなる圃場整備を進めていくということが記載されています。そして、今後引き続き、農業生産活動の維持発展や農村地域の保全、活性化のための整備を計画的に実施していくとともに、これまでに整備した水利施設等の維持管理や長寿命化を図るための取り組みを積極的に推進すると、こういう全体の構成になっています。前回、様々なご意見をいただいたところなんですけれども、そもそも八幡市として、このまま文言は文言として、「八幡市としてこれをやっていくつもりが本当にあるのか」と、そしてまた「やってくるんだったらどういうふうに進めていくつもりなのか」というようなご意見をいただきました。市としては農業基盤の整備が必要であると考えています。基盤整備や圃場整備というのは必要だと考えています。

まず、小規模で未整備の農地につきましては、耕作放棄地の発生を防止するという観点から非常に重要だと。高齢化から今後、耕作者が離れてしまったり、あるいは受け手が見つかりにくいといったことが発生するということが考えられます。そして、用水の確保や水路、道路の維持の観点から、一定の整備水準を保つということが必要だというふうに考えています。さらに、市の農業振興策、この第 4 のところ、今読み上げました第 2 の下のところ、第 4 と書いてあるんですけども、その 2 つ目の黒丸のところ、丸 1 から丸 4 まで方策が書いてあるんですけども、その丸 3 のところ、スマート農業技術の活用促進ですとか、農産物の高付加価値の取り組みというようなことを記載させていただいております。そういった市の農業振興策であるスマート農業や高付加価値化の推進、そして、農作業の効率化のために、水路農道等の基盤整備や未整備田の成形化を図る圃場整備や、すでに整備されている農地をさらに集約化を図る大規模な圃場整備なども、非常に大切だと考えております。

今までの経過や昨年実施しましたアンケート、地区連絡会議やその他の機会にいただいた皆様のご意見から、先月の総会も含めまして、圃場整備に向けた合意というのは非常に簡単ではないと考えています。約 100 年前に耕地整備が始まって、その後、1991 年、今から 33 年前に、現在の現地推進役である大西さんらが当時の府の担当として携わっていただいた事業が終わり、そして市営の事業としては最後のものが約 30 年前に終わり、それ以降は整備計画で掲げてもなかなか進展がないという状態が続いてまいりました。約 10 年前の動きとして、当時の道本担当、現道本部長が番賀で説明会を開いたということも伺っております。市と当時府の担当であった相馬さん、現在の、綴喜西部土地改良区におられる相馬さんらが実行組合等で声かけをしてされて、若手の方からはやりたいという声もあったということもお伺いしておりますけれども、減歩

や道路が通るということへの期待とか、そういったものがあつたりして、都計道が通るという期待もあつたりして、なかなか地域としてまとまらなかったというようなこともお伺いしています。このように、国、府、市とそれぞれのタイミングでできることを順々にやっていって、その後、10年前にも市が説明会をしたけれども、当時はしないという選択をして、その結果として現状があるということ色々な方からお伺いしているところです。

昨年度、アンケートを実施しまして、市内の農家回答者総数のうち、整備をしたいというふうに答えていただいた方は1割未満でありました。一方で、基盤整備済みの農地の借り入れを拡大したいと答えていただいた方の面積を合計しますと28ヘクタール。そして、担い手農家さんを総数として集計した場合、未整備田の整備を希望すると答えていただいた方は全体の4分の1となりました。

前回の説明会から10年経って、今回整備計画をまとめるにあたり、主として、やはり今後の耕作放棄地防止、スマート農業等の農業振興策を見据えた施策として、圃場整備を進めたいと考えております。どのように進めていくかという点につきましては、別紙の圃場整備の流れと記載しております紙の方をご覧ください。こちら、府から入手したものののですが、府から見た資料ですので、地元の強い意向が先にできていて、それを市経由で府にあげた後、府から見えるスタート地点から始まるような流れになっています。八幡市の場合は、先ほど述べさせていただきました経緯もあって、このステップ1より前のところ、ステップ0とか、そういったところが必要だと認識しております。最後の圃場整備から30年近く経っておりまして、制度も変わって新たなメニューも出てきています。世代も変わってるところもあると思います。市職員自体が、土連さん、中間管理機構さん、振興局さんの力も借りながら、他の市町から講師を招いたり、視察に行ったりしながらノウハウを身につけていきたいと考えております。

地区連などで、道路の際が低くなっているせいで、水路に土砂が流れ込んで、毎年浚渫を繰り返す、用水の土堰について大雨の時に扉の開け閉めをするのがすごく大変だというような声を伺っています。夏には用水に藻というか、水草のようなものが繁茂して水の流れが悪くなってというようなお声もいただいたりしています。この用水の流れが悪くて滞留しやすいせいで、水草が生えて悪循環に陥ってるといったようなお声を頂戴しています。こういった地域の声を吸い上げて、水路や地形等の現況も整理しながら、こういった形での基盤整備がいいのか、未整備田のある地域の方々、農業委員の皆様にご相談させていただきながら一緒に検討していけるようにしたいと考えております。以上が、市の圃場整備、基盤整備についての考え方でございます。

というところで、前回圃場整備のところをどう考えてるのかというところで、宿題をいただいております、この間もっと具体的に、例えばタイムスケジュールでこういうふうに進んでいく、というようなことを資料をお付けしてお出ししたかたんですけれども、ちょっと申し訳ないことに、調べれば調べるほど八幡の現状が今まだ難しく、この順番でこうやっていけばいついつまでこうできると言うところまで、落と

	<p>し込めていない状況です。前回、アンケートを実施しますと、そこまではお約束できるということを申し上げたんですけども、農業系のコンサルに何社か相談をして話をしているんですけども、今のところ「今すぐアンケートを取っても意味がないだろう」と、それよりは職員がもっと知識を身につけて、現地のことをよく分かって、どういった課題を感じられてるのかを把握した上で、この地域だったらここでこういうことをやったらこういうメリットがあって、その代わり何年間こういう使えない状態があって、減歩がこれぐらいになるかもしれないとか、そういった形で投げかけられるようにならないと、難しいんじゃないかみたいな話をしておりまして、アンケートを来年度やるかどうかというのは、そういう意味でちょっと、前は、やります、やりたい、と申し上げたんですけど、申し訳ありません、一旦そこはステップを訂正をさせて下さいというところでは。</p> <p>その上で、すいません、本題、農業振興地域整備計画をこの農業振興課としては今年度末までに策定したいというところで、送らせていただいた案について、追加で今回改めてご説明させていただいた圃場整備のところを含めまして、ご意見をいただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>今説明終わりました。何かご意見ございましたら。</p> <p>ないですか。</p> <p>なかったら、あの議案第 52 号八幡市の振興地域整計画書変更案については、水梨参事が言われたことを農業委員の意見としたいと思いますが、それでよろしいですか。</p> <p>異議なしということで、そのことを農業委員会の意見として提出いたします。</p>
<p>農業振興課 水梨参事</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第 55 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について議題といたします。議案第 55 号についても農業振興課の説明を求めます。</p>
<p>農業振興課 水梨参事</p>	<p>議案の方で、基本構想の案と、変更の対比表の横向きの資料で、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、令和 6 年度計画見直し新旧対象表というものをつけさせていただいております。こちらの基本構想につきましては、昨年度ですね、1 回すでに更新をしております。昨年度の更新は、京都府のこの計画の親に当たる計画の方針というものが改正されまして、それに合わせて昨年全面的な見直しをしております。ただ、昨年度の改定の場合は、全面的な見直しとはいえども、京都府の方が変わった後に、大急ぎで市の方も改定しないといけないというところで、中についております経営指標というもの、この第 2 というところ、</p>

	<p>大きい基本構想の案で申し上げますと、こちらの6ページ、下にページ番号が振ってあります、6ページ、横向きの表をご覧くださいの方は、左下の方に赤字でいっぱい字が書いてある、個別経営体ですとか水稻・筍とか、そういったもの記載してありますページを、4枚目にあたるんですけども、ご覧いただけたらと思います。第2、農業経営基盤のこちらの表なんですけれども、昨年度改定した時には時間がなく間に合わないというところもありまして、ここはそのままにしておりまして、その際に農業委員会様からのご意見として、また機会があればここは直すようにというご意見をいただいております。今回、基本構想のこの農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、経営指標と呼んでいるこの横向きの表を改訂するのは、その前回の宿題という意味と、あと、先ほどご審議いただきました整備計画書でもこの同じ表を使っております。整備計画の方でこの表を変更するので、それに合わせてこちらの方も変更しないといけないということもありまして、このタイミングでご審議いただくというものでございます。こちらの表につきましては、元々ありました品目の中に、例えば梨ですとかそういったものが記載されていたりして、ちょっと現実離れしているんじゃないかというようなところもありましたので、品目を担い手認定の申請の時に出示いただいている計画案などを参考に、改めさせていただいております。営農類型の中に、現在、水稻・筍・ほうれん草ですとか、水稻・ネギ・トマトとか、そういった書き方をさせていただいているところです。</p> <p>こちらの方です、具体の筍ですとか、または、ほうれん草とかネギとかトマトとか、そういうことを書いていますが、ほうれん草は書いてるけど、じゃあ小松菜はどうなんだとか、そういった点をご指摘をいただいております、ここの書きぶりにつきましてはですね、ホウレン草ではなくて軟弱野菜（ホウレン草等）というような書きぶり、果菜類（トマト等）というような書きぶりに修正させていただきたいと考えております。</p> <p>一応10年間、途中で改正すること、改訂することもできるんですけども、とりあえずおおむね10年間を視野に入れた構想というところがございますので、全てのありそうな品目を全部書くというのもちょっとごちゃごちゃするかなというところで、そういった書きぶりですさせていただけたらと考えているところです。</p> <p>そうしましたら、こちらの基本構想の方についてご意見等ございましたらいただきたいです。</p>
議長	何かご意見ありませんか。 何かないですか。
猪飼副会長	これ、見直して、見直しを、何年ぐらい先で見直しするんですか。
水梨参事	大体10年に1度ぐらいで考えています。
猪飼副会長	生産者の方々は10年、やっぱり10年単位でいいんですかね。主婦か

	<p>らすると 10 年は長いかなあと。これは短くはできないんですか、決まりですか。</p>
水梨参事	<p>別にそういうこともないんですけれども。</p>
猪飼副会長	<p>一応決まり。10 年って言っても、中で 5 年ぐらいで 1 回全体を見直すっていう、確認のためにね。このまま続けていいのかとかね。その 5 年ぐらいで見直していただく方がいいのではないかな。素人は、中立の素人はそう思うんですけど。皆さんは大丈夫ですかね。</p> <p>10 年先で、今もいろんな野菜が入ってきてるでしょ。だから 10 年したらまた豊かになってくるのもあるし、増えてくるんじゃないかと思うけど。10 年のスパンでいいですかね。</p>
西川吉之委員	<p>なんとも言えないですけど、軟弱野菜とか果菜類っていう囲みになると、多分ちょっとぐらい品目が変わったところで、それ軟弱やろ、それ果菜やろっていうふうに言われると、それ以外の野菜ってちょっとすぐ思いつかない、多分。だから、5 年ごととかの方が、やっぱり作物変わっていくんで、今はこれがいいとかあるので、それぞれ早いスパンで見直してもらった方が 農家サイドとしてはいいのかなと思うんですけど。ただ、それがね、早くなったから劇的に何が変わるのかっていうのもちょっと思うところもあるんで、どうかな、大農家さんに聞いてください。</p>
猪飼副会長	<p>天候異変とかもあるしね。10 年っていうか、スパン長い。</p>
水梨参事	<p>そうしましたら、5 年で。5 年ごとに改定するのじゃなくて、見直しの可否を検討して、検討するということで。</p>
猪飼副会長	<p>5 年ぐらいしたら思わぬものが、ぱっとこっから外に出てってるかもわかんないしね。それぐらいちょっと。</p>
事務局長	<p>期間は 5 年でよろしいでしょうか、見直しの期間は。</p>
猪飼副会長	<p>みなさん意見出してください。</p>
小里推進委員	<p>産地は移動する、忌地（いやち）があって、今はどうか知らんけど。今まで取れた物が取れなくなったするらしいんです。エンドウ豆でも連作できひんとか、ほうれん草とか小松菜は大丈夫かと思うんですけどね。品目によってはね。そうなので、産地移動するというので、今まで産地やったんがね、変わったりっていうことで。今までだと、トマト作ったはったが、トマトちょっと減ったりね。茄子でやったのがバラに取られたりね。そういうのもあったと思うんです。</p>
猪飼副会長	<p>だから、5 年って一応してても、職員さんこまめに回ってほしいなと思う。できたら。</p>

	<p>職員さんがお回りになるということは、現地の人とのコミュニケーションがやっぱり取れてきて、もっとう、いろんな書類で上がってくるよりも、もっと自分の目で見て感じて、現地の農業をちゃんと一緒になって話し合いをしていく方が皆さん方もこう協力するし、職員さんのこともわかってくださるし、両方に有効じゃないかな。だから、今見ていると、市側と生産者側さんとの間になんか溝があるみたいに私は思うんですね。だから、やっぱり現地にもっと行って、ちゃんとその方々とコミュニケーションを取っていると、この溝をやっぱり埋めて信頼関係のもとに動いてくると、こういう1つの大きなものでももっと違う方向に大きく動いていけるのではないのかなと思いますので、できたら、お忙しいけど、常にやっぱり足を運んで、汗を流して、やっていただいたらいいのではないかなと思いますので。</p>
水梨参事	ありがとうございます。
議長	他なにかありますか。
事務局長	ないようでしたら5年ごとに見直しを検討してもらおうという。
西村委員	すいません、ちょっと、その意見って言われたのですが、何に対しての意見か、全くわからないので。この品目ですか。
水梨参事	今回の改正する場所を。
西村委員	個別経営体。赤字で書いてあるところ、品目のことですか。
水梨参事	あと、次のページの組織形態と書いてありますところの、品目だけではない、ないんですね。この赤字のところを全部修正、修正というか差し替えになっておりました。
西村委員	右と左と違うというところですね。
水梨参事	はい。
西村委員	これを今回見直したいこと。
水梨参事	はい、左様でございます。
西村委員	これを5年で見直した方がいいと言ってくれたはるのですよね。
水梨参事	猪飼副会長からご提案いただいた内容の私の理解としては、この表だけではなくて、この全般の、この冊子まるごとが基本構想なんですけれども、基本構想の見直しタイミング、頻度を5年に1回、その見直しすべきかどうかを検討する、とした方がいいんじゃないかということをご提案いただいたと理解しています。

西村委員	八幡市が見直すっていう形でできるものなのですか。京都府は関係ないのですか。
水梨参事	それはこちらの方で直したいというのを出せば、京都府が基本的に受けてくれると思います。実際、昨年度1回直してまして。そういう意味で言えば、今このタイミングで法律的に直さないといけないというものでは必ずしもないんですけども、整備計画との内容を一致させるとか、そういうところもあって今年度もう1回直したいですという話を京都府に今してまして「わかりました」という返事をもってますので、同じように例えば5年後に、作ってるものがこれだけもう変わったからとか、こっち側に舵を切ろうと思っているから、というような話を京都府の方も受けると思います。
猪飼副会長	だから、八幡独自のやっぱり生産物も、生産量もあるでしょうし、だから、やっぱり八幡独自のやり方っていうかな、やっぱりそれをきちっと押していくっていうのはすごくいいんじゃないかな。遠慮なしに、こういうふうにしてこうなって、ここぐらいで見直さしてもらおうというふうにして押していくっての、悪い見方だけど、そういうやり方をしていくという方向に持っていかれると、そんなに反対もないんじゃないかなと思うけど。やっぱり八幡独自のやり方色々あるもんね。
小里推進委員	すいません。これ、八幡独自とか、どう聞いてよいかわからないが、水稻の複合品目の中でね。水稻・筍・ナスとか書いてて、その横にトラクター20馬力とか乾燥機って書いてあって、その隣にライスセンター利用って書いてあるんですけど、八幡市にライスセンターってないんですよ。
水梨参事	これ、今、多分右側をご覧くださいまして、これは改訂する前のものございまして、その時には、JAさんとかの構想みたいなものを聞いて、1つのモデルとして、10年前とかのタイミングで「ライスセンターを利用してやれるような営農を目指していこう」みたいなことで、当時としては書いたんです。左側が、今回赤字のところ、右側のその表を置き換えたものとなっております。
小里推進委員	その中でね、僕もちょっと勘違いもあんねんけど、赤字やったらね今の現状でね、農業週休2日っていうんで、そんなんできないと思うんですよ。できるようにすればできるやろうけど。現状できてないと思います。
水梨参事	まさにおっしゃる通りで、おっしゃる通りかどうかちょっとあれなんですけど、非常に難しい。難しいというか、ここの効率的かつ安定的なモデルというか、その1つの理想みたいなものを書かないといけないというところで、その年間2000時間で例えば600万円と、その他産業と遜色のないというところで、そういうのをちょっと府の方からは言われ

	<p>てるところもありまして、で、そうすると、単純に割り算すると時給 3000 円ということに、なるんです。</p>
小里推進委員	<p>それは無理があるのではないか。</p>
水梨参事	<p>そうなんです。ただ、その辺りをいきなり、その 600 万円は無理でも、その 500 万円で、ちょっとそこを 500 万円にしたいですみたいな話をしたりして、今現在の積み上げで考えるとどうしても非常に難しいものにはなってしまうんですけれども、基本構想というのが、構想として目指すところというところでなんとかご理解をいただきたいと。</p>
古里副会長	<p>そもそもこれ自体が間違ってる。今、時給 3000 円って言ったけど、違う。それは働きに行った人で、農業やから、経費もいれば、いろいろな費用が必要。ということは、時給 3000 円にはならない。ここに最低賃金 1058 円って書いてるが、農業者の労働では、そんだけを上げようと思った時に 3000 円ではない。これでやったとしても、正直、時給換算して残った金額でいったら、400 円、500 円。</p> <p>その構想というか、この計画で、京都府が 2000 時間でやりなさいと言っていること、現場の農業からいったらぐちゃぐちゃなこと。</p> <p>基本構造でありますよって言うから、何も言わなかった。そもそも何もかもできてない。農業の実態がわかってないから、これが、こんなことになる。</p>
西村委員	<p>だから、何を聞いたらいいかわからない。</p>
古里副会長	<p>時給 3000 円になりますっていうことは、まずそこで間違ってる。</p>
水梨参事	<p>所得なんです。収入ではなく。</p>
古里副会長	<p>所得であっても、経費がいる。皆さんは時給 3000 円で働いてるかもしれないが、それは全部自分の実入りになる。</p> <p>農業の場合は割り算したら時給 3000 円になるんやけど、時給 3000 円じゃない。</p>
猪飼副会長	<p>だから、こういう意味で、聞いてると、市側で働いてる人と現場で働いてる人の、もう溝が随分深いなと思って聞いてるんです。だから、やっぱり溝を埋めるには、職員さんがやっぱり出歩いて、本当に自分の目で見て体で感じてくださらないと、きっと机の上でやっているアンケートみたいなものと、その辺が違って来るから、お忙しいけどやっぱり足を運んで現場をしっかりと現場の人と話をして、そういうところを理解できるように心がけていってほしいなと中立としては感じております。そうすると、皆さんもね、こっち来てくれてよく頑張ってるなっていうね、思いが来ると、こういう会議に出てももっと意見が、違う意見がもっと出てくると思うんですよ。だから、1 番最初の溝を埋めていくのに努力しなきゃいけないけれども、それを焦ってやってほしいなと、私の方は</p>

<p>水梨参事</p>	<p>思いますけど、中立としては思います。それでもダメですかね。</p> <p>その、この歩掛というか、その経費とかを換算するこの京都府の表みたいなのがずっと変わってないものがありまして、それがまだ現段階ではまだ変わってないのです。去年、基本構想を改定するタイミングの時には、それが近々変わるんじゃないかという期待もあったんですけども、まだ変わってなくて、今の時点でも変わってなくて、その例えばその次の5年後の見直しのタイミングの時に、その京都府の元の表自体が、昨今の肥料の価格ですとか人件費とか、そういったものを反映した係数になっていけば、もう少し現実的な数字に近づけることもできるかなと思っておりまして、ですので次のその5年後の見直しのタイミングにこの表を、数字のところを現実に近づける努力をするという意見をいただいたということ。</p>
<p>猪飼副会長</p>	<p>こういう資料をお作りになって、もうものすごく重労働でね、私たちサイドからできませんけど、やっぱり聞いてると、できたものに対してやっていくっていうのは、まあまあ市としてはそうなんでしょうけど、逆に言ったらね、八幡市の人たちがみんな動いてね、いろんなことを、そういう上からおりてくるものに対して意見を言っていくっていうね。こうだけど、僕たちは実際にやってたのはこうじゃない、これはちょっとおかしいよっていう意見を言えるような八幡市側の態度が変わってほしいな。受けて、そのまんまそれを持ってくるんじゃないくて、八幡市としたらこういうふうにして、皆さんと一緒に協力で作ってるので、これはちょっとおかしいですよっていうぐらいの意見を言えるようなや、八幡市になってほしいなと思いますけど。</p>
<p>符川委員</p>	<p>結局、最終、京都府の基準が古いつて言われるのなら、それをここに反映せざるを得ないのであれば、まあ、しかたないですよねとなりますよね、それならそれでとになってしまう。</p>
<p>猪飼副会長</p>	<p>それおかしいよ。ちゃんと言っていないと。</p>
<p>符川委員</p>	<p>京都府の基準を現実的なものに合わしてもらわないと、僕らはそれを読んで、これおかしい、おかしいですねって言っても、それ、京都府の基準があって、そうですかって終わってしまう。</p>
<p>水梨参事</p>	<p>ここの、本年度、そこの改正をする前に、去年そういう議論があって、その部分の表みたいのを見直すって話を聞いていたんですけど、どうですかというのを聞いて、それはまだできてないし、近々やるっていうこともないですという回答を得ているんですけども。</p> <p>それ見直しを早くしてくださいというのを府に要望というか要求するということではいかがでしょうか。それで、それがの来月直るとかいうことはないと思っているんです。どんなに早くても来年度以降だとは思いますが、完成版ができるのが、それができたらまた見直しを検討するという事でお認めいただけないでしょうか。</p>

古里副会長	<p>そもそも、この京都府とか国がこの数字を出してるのは、新規就農者を、引き入れるための数字でしかない。農業したらこんだけ儲かりますよ、だから農業やりませんかと言うために出すための表なので、これが正直、実際問題、所得が200万とか300万やったらする魅力がないから就農者が入らへんから、この数字をもう無理やり当てはめただけやろうから。</p>
猪飼副会長	<p>だから、八幡の職員さんたち、実態をちゃんと把握して、それを持ちながら、やっぱりそこへ、府のそういう会議にね、出て行って、ちゃんとした意見を言えるようになるようになってほしいと思う、数字とかこれわかって、こういうので理解じゃなくて実体験でちゃんと身に感じて、それが意見として出せるようにまで高めてほしいと思います。汗してください。</p> <p>本当、この間品評会に出さしてもらったけど、素晴らしい野菜がたくさん出て、それで藤原さん、北澤さん、全てこの野菜についてすごく評価高めてました。すごく八幡の人たちは頑張ってるって言ってくださって、私伺ってすごく嬉しかったんですけど、八幡の農業者さんの頑張り、ここでよくわかりますっておっしゃってたから。だから、もっとね、八幡のそういう人たちの働きとか生産にプライドを持って、地元の人たちとの交流もして、大変でしょうけど頑張ってる人たちの実態をもっともっと深く自分たちで感じて動いていただけたら、みんなも困ったことあったら、じゃあ一緒に考えようって、もっと違う方向に出てくるかもわかんないので、まずそっから始めていただきたいと思います。でも、大変なこと。</p>
水梨参事	<p>すいません。そうしましたら、ヒアリングのそのご意見の内容としては、所得、労働時間について現実と乖離があるものと考えてというようなご意見をいただいたということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
西川吉之委員	<p>すいません、ちょっと気になるんですよ、この所得のこの現実離れしているのは修正すればいいんですけど、これあんまり変えすぎると、認定同業者の認定基準のところが変わることになってきませんか。</p>
事務局	<p>だから、認定が一気に減る。だから、ある意味、京都府さんは修正してないのはそういうことだろう。その統計っていうのもあるんですけど、認定農家さんを増やしたいっていうところもあったりとか、逆に修正しすぎると。いや、実態と合っていないです。多分、この2000時間、正直に言うと普通の労働者が、僕らと同じ公務員とかと同じ労働時間でこんだけの収益、いわゆる普通の会社員って表現したら怒られるかもしれないですけど、と同じように収益上げてる人たちっていう形を多分認定して、僕も詳しくは勉強してないんであれなんですけど、そこを实態と合わせていくと、例えば労働基準法どうのこうのとか、そういうところに引っかかってしまって、逆に認定ができなくなったりとか、そ</p>

	<p>う、もう皆さんが365日、365日って言い過ぎかもしれないですけど、農業されているのは承知しているんですけど、そこじゃなくて、例えば250日、200日でこれだけの所得を上げてますよ、収入を上げてますよっていうところで認定をしているっていうところもあるのでいじりすぎ、実態に合わせに行ったら合わせに行っただ、それは本当は合わせに行かないといけないと思うんですが、してしまったら、してしまっただ、後々違う意味で大変になる可能性もありますし、そういう意味で、京都府も多分結構な期間、もう昔のデータをそのまま使ってるところもあるのかなと。それがそんなに、2年に1回変えていきますよというレベルではないのかなっていうところもあるのかなとは思いますが。僕が言う話ではちょっとないんですけど、多分、西川委員がおっしゃってる通り、そこでやったら違うところで波及する可能性があったり、もしかしたら今認定もらってる人が認定じゃなくなっていく、逆に認定じゃない人が認定になる可能性も、それはあるのかなとは思いますが。</p>
猪飼副会長	<p>いや、だから、実態をきちんと理解しとこういうことも言えるような、みんなにね。だから、その辺をもう少しコミュニケーションと、こういうことはわかってるんですけど、状況がどうなという話をできたら、皆さん、また意見も変わってくるんですけど。</p>
水梨参事	<p>というところで、すいません。そうしましたら、ちょっと説明ができておらず申し訳ございませんでした。</p> <p>現実に合わせて、それもそれで認定農業者の認定に対して悪影響が出る恐れもあるという点も踏まえまして、この形でお認めいただき、この形で作りたいと。5年後にその変更の必要性があるかどうかを見直すというところで、そういうご意見をいただいたということをお願いできないかなと考えてるんですが、いかがでしょう。</p>
猪飼副会長	<p>水梨さん、一生懸命やってくださってるけど、こういうとこ来た時でも皆さんとは非常に優しいから、みんなね、だから、いろんな人といろんな話をしていくと。コミュニケーション取って帰ってください。みんなに優しいしね、やっぱりいろんなことを実際にね。</p>
事務局	<p>農業委員会としては、実態の方をもう少し把握をしていただいて、5年後に見直しを図っていただきたいと。</p>
水梨参事	<p>見直しの要否を検討する、</p>
事務局	<p>見直しの要否を検討していただきたいと。</p>
議長	<p>なんか、ちぐはぐな意見で、もうちょっと僕から言わせたら、もうちょっとしっかりした最初から説明をしてたらこんな意見ももっと違った意見が出てきたんかなと思いますけど。そういうことを踏まえて、農業委員会の意見としてということ。</p>

水梨参事	はい
議 長	それではそういうのをもうちょっとしっかり、ちぐはぐな後でこれは京都府の意見とかそういうことのないように、今後ともしていただきたいと思います。そういうことでの農業委員会としては意見として上げといてください。
猪飼副会長	皆さん、市役所の若手が出向いていったら優しく接してあげてくださいね。
議 長	それでは、以上を持ちまして本日の議案は全て終了いたします。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	報告いたします。農地法第4条届出書につきましてな。農地法第4条届出書は、住宅敷地への転用目的で10月11日に届け出があり、10月21日に受理通知を行いました。
議 長	最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これを持ちまして、第17回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。